

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月25日 成立・同年6月3日 公布)

<趣旨>

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもの。

<概要>

1. 障がい者の望む地域生活の支援

① 自立生活援助の創設

障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等を対象に、居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報による必要な情報提供や助言等を行う「自立生活援助」を創設する。

② 就労定着支援の創設

就労継続支援や就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障がい者を対象に、一定の期間にわたり、就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題について、相談を通じて課題を把握するとともに、企業・関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた指導、助言等を行う「就労定着支援」を創設する。

③ 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護を提供することができる場所として、病院・診療所等を加えることとし、障害支援区分6の認定を受けている障がい者を対象に、入院中においても利用者個々に応じた介護方法等を的確に医療従事者に伝達する支援を可能とする。

④ 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を高額障害福祉サービス等給付費により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

① 居宅訪問型児童発達支援の創設

児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児等の重度の障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」を創設する。

② 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う「保育所等訪問支援」について、乳児院・児童養護施設に入所する障がい児を対象に拡大する。

③ 医療的ケア児に対する各種支援の連携

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、地方公共団体は、これらの支援機関との連携促進に努めなければならないものとした。

④ 障害児福祉計画の作成

障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

① 補装具費の支給範囲の拡大

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする。

② サービス提供者の情報公表制度の創設

障害福祉サービス等の内容及び事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、障がい者等が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当な情報について、事業者又は施設からの報告に基づき、その内容を公表しなければならないものとする。

<施行期日>

平成30年4月1日（2③については、公布の日（平成28年6月3日））

<検討規定>

この法律の施行後3年を目途として、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずる。